

平成 21 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社SUMCO
代表者名 取締役社長 重松 健二郎
(コード番号 3436 東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 澁谷 博史
(TEL 03-5444-3915)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 4 月 28 日開催予定の第 10 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は株券の電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされております。このため、現行定款第 7 条(株券の発行)及び第 8 条第 2 項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となり、これを削除するとともに、実質株主にかかる記載の削除、その他条数の繰上げ、条文の形式的な整備等を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 4 月 28 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 4 月 28 日(予定)

以 上

【別紙】

< 定款変更の内容 >

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>第 7 条 (株券の発行)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第 9 条 (単元未満株式についての権利)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社の株主 (<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">(以下、条文省略)</p> <p>第 10 条 (株式取扱規則)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社の<u>株券の種類、株主名簿記載事項の変更、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 11 条 (株主名簿管理人)</p> <p style="padding-left: 2em;">1. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿記載事項の変更、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取等株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 7 条 (単元株式数)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 8 条 (単元未満株式についての権利)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 9 条 (株式取扱規則)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社の株式に関する<u>取扱い</u>は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第 10 条 (株主名簿管理人)</p> <p style="padding-left: 2em;">1. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 12 条 (基準日)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社は、毎年 1 月 31 日の株主名簿<u>及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、</u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 13 条 ~ 第 34 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 (基準日)</p> <p style="padding-left: 2em;">当社は、毎年 1 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 12 条 ~ 第 33 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 <u>35</u> 条 (剰余金の配当)</p> <p>1. 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年7月31日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 <u>36</u> 条 ~ 第 <u>37</u> 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 <u>34</u> 条 (剰余金の配当)</p> <p>1. 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年7月31日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 <u>35</u> 条 ~ 第 <u>36</u> 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

以 上